

【基本的な考え方】

本県の教育を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、過疎化の進行に加え、高度情報化や国際化の急速な進展、さらにはライフスタイルや価値観の多様化などにより、急激に変化している。とりわけ中学校段階においては、進路選択を見据えた学びや人間関係の形成など、子供たちが直面する課題が一層複雑化・多様化している。

また、東日本大震災及び原子力発電所事故から15年が経過し、義務教育段階の子供たちは震災を直接経験していない世代となった。震災の記憶の風化が懸念される一方、放射線に関する理解を含め、震災をどのように学び、次代へ伝えていくかという点は、今後の教育における重要な課題である。さらに、コロナ禍を経て、学習面のみならず、心身の健康や人との関わり方などに関する課題が顕在化するとともに、社会環境の変化に伴う新たな教育課題も山積している。

こうした状況を踏まえ、中学生一人一人の実態や背景に応じたきめ細かな支援を行うとともに、安全・安心を最優先とした教育活動の充実を図ることは、今後も極めて重要な取組である。我々は、社会情勢の変化や未曾有の災害の教訓を的確に受け止め、ふるさと福島の復興を担う子供たちに対し、人間尊重の精神を基盤としながら、困難に直面してもたくましく、臨機応変に行動できる「社会を生き抜く力」と、「よりよい社会を形成する力」の育成を目指し、学校経営の一層の充実に努めなければならない。

また、「学校は、復興のシンボルであり、復興の活力源である」こと、そして「学校は、命と健康が輝く場所である」ことを常に心に留め、学校経営の最高責任者としての自覚とリーダーシップを発揮しながら、地域の特質を生かした活力ある学校経営を推進し、県民の負託に応じていく必要がある。

令和2年5月に策定された全日中新教育ビジョン「学校からの教育改革」の理念及び「10の提言」を踏まえ、今後とも会員の英知を結集し、本県中学校教育の更なる充実と発展を期するものである。

1 活動方針

- (1) 本会の組織と機能を充実し、本会の目的である「中学校教育の振興を図り、本県教育の発展に寄与すること」の達成に努める。
 - (2) 校長の学校経営力の向上を図るとともに、十分な情報交換を通して、様々な教育課題の解決に努める。
 - (3) 各校種及び教育委員会並びに関係諸機関との連携を密にし、諸課題への適切な対応に努める。
- ※ 各地域の現状や学校の実態に合わせて、災害からの復興に関わる支援を継続する。

2 活動の重点

- (1) 本会の組織と機能を充実し、活動の活性化を図る。
 - ① 各部会と各支会中学校長会が一体となった活動の推進
 - ② 教育改革に伴う諸課題に関する情報収集と適切かつ迅速な対応
 - ③ 各部会の活動の充実及び組織・事業の継続的な見直しと改善
 - ④ 小学校の校長会や高等学校の校長協会及びPTA連合会等と連携した活動の推進
 - ⑤ 自然災害等による地域や学校の被災状況に合わせた支援・援助
- (2) 東日本大震災及び原子力災害による被災の現状を的確に踏まえ、将来の復興を担う人材育成に向けて地域の特質を踏まえた特色ある学校づくりに努める。
 - ① 学校の自主性・自律性に基づいた創意ある学校経営
 - ② 学校と家庭・地域社会の連携・協力に基づく開かれた学校づくり

- ③ 生徒の安全・安心を確保できる学校づくりと放射線教育・防災教育の推進
- (3) 学習指導要領の趣旨を踏まえた「社会に開かれた教育課程」の実現に努める。
 - ① 資質・能力の育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善
 - ② カリキュラム・マネジメントの充実
 - ③ 生徒の発達の支援、家庭や地域との連携・協働
- (4) 教育諸条件の整備・充実と教職員の処遇改善を期する。
 - ① 諸調査研究を通じた現状・課題の把握と分析
 - 本県独自の施策に関すること
 - 人事に関すること
 - 教育予算に関すること
 - その他教育諸条件の整備に関すること
 - ② 諸課題の解決に向けた対策・活動
 - 感染症や熱中症対策における教育活動の推進・充実
 - 教職員の働き方改革の推進